

平成24年度決算検査報告における 公共工事関係の指摘事例

たかのはし ひろし
鷹 箸 博 史

会計検査院事務総長官房 渉外広報室長

会計検査院は、憲法及び会計検査院法に基づき、国や国が出資している独立行政法人等、国が補助金等を交付している都道府県、市町村等の会計を検査しています。このたび、その成果である平成24年度決算検査報告のとりまとめができ、25年11月7日、これを内閣に送付しました。

平成24年度決算検査報告に掲記された指摘事項等の総件数は630件で、そのうち公共工事の実施、効果等に関するものは53件ありました（表1を参照。関係事例の選別・分類は筆者の個人的見解によります）。

本稿では、これら公共工事関係の事例を簡単に紹介させていただきます。

なお、以下、①「不当事項」は法律、政令若し

くは予算に違反し又は不当と認めた事項を、②「意見表示・処置要求事項」は会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して会計経理や制度、行政等について意見を表示し又は処置を要求した事項を、③「処置済事項」は検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項を意味します。また、④「随時報告」は会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項を、⑤「検査要請事項」は国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果を、⑥「特定検査状況」は検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

表 1 平成24年度決算検査報告における公共工事関係の指摘事項件数・金額

省庁・団体	設計	積算	施工	契約等経理	事業効果等	その他	計
国土交通省	7件	4件	1件	1件	4件	件	17件
農林水産省	12		1			1	14
その他省庁	1						1
出資法人等	1	4		3	8		16
合計	21	8	2	4	12	1	48
(指摘金額)	(557百万円)	(223百万円)	(11百万円)	(25,144百万円)	(19,313百万円)	(1百万円)	(45,252百万円)
<small>[背景金額を計上したものの件数]</small>	[]	[]	[]	[]	[10]	[]	[10]

- (注) 1. 「指摘金額」は、不適切な設計や施工により所要の安全度や性能が確保されていない部分に係る工事費、不経済・非効率な設計や積算により過大又は割高になっている積算額、不適切な会計経理や契約事務により行われた契約額、利用が低調となっていたり活用されていない資産の保有額などである。「背景金額」は、上記の指摘金額を算出できないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。
2. 「設計」には、設計及び施工に関するものを含んでいる。
3. 国庫補助事業の指摘金額・背景金額は国庫補助金ベースで計上している。
4. 国会要請事項、随時報告、特定検査状況の件数（計5件）については、表に計上していない。またこれらには指摘金額、背景金額はない。

を意味します。

また、金額は断りのない限り指摘金額であり、国庫補助事業に係る事案の指摘金額・背景金額は国庫補助金ベースで示しています。



1 設計に関するもの

これらは、工事の設計が適切でなかったため、構造物に求められる所要の安全度が確保されていない状態になっていた事態や、工事の目的を達していなかった事態です。これらの中には、設計業者の成果品に誤りがあるのに、発注者が看過したことが原因となっているものが多く見受けられます。

【不当事項】

- ・道路表面に発生している目地部の破損や既設コンクリート舗装の摩耗等を補修するために行う舗装工の実施に当たり、施工範囲に関する設計が適切でなかったため、施工した道路の路面に高低差が生じていて、安全かつ円滑な交通が十分確保されていなかった（300万円）
- ・空気調和設備の冷却塔の更新工事に当たり、条例の騒音に関する規制基準を確認せず、騒音規制を考慮した設計となっていなかったため、冷却塔が稼働できず工事の目的を達していなかった（741万余円）
- ・木造建築物の建設に当たり、誤って引抜き力に対する耐力が不足している金物により柱と土台等を接合することとする設計により施工するなどしていたため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた（5件 9666万余円）
- ・堆積した堆肥が壁に作用する圧力を算出する際に用いる堆肥堆積高さに誤って2分の1を乗じていて、堆肥保管庫の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた（5576万余円）
- ・切土法面保護工として植生工を実施する際、鹿の生息数が多い地域であるのに、防護ネットを設置するなどの工法を選択していなかったなど設計及び管理が適切でなかったため、植物が十

分に生育していないなどして、工事の目的を達していなかった（1085万余円）

- ・ボックスカルバートの配筋図を作成する際に、誤って、頂版下面側等に配置する主鉄筋について設計計算で安全とされていた間隔の2倍の間隔で配置するなどとしていて、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた（1463万余円）
- ・河川改修事業等の実施に当たり、樋管を設計する際に、角落しのための戸溝を設ける必要性についての判断を誤り設計が適切でなかったため、洪水時等において外水の浸入を確実に遮断できない構造となっていた（480万円）
- ・海岸事業の実施に当たり、陸閘の電動化工事において、設計及び施工が適切でなかったため、電力を得るための引込開閉器盤を高潮等により水位が上昇した際に浸水する位置に添架していたことから、陸閘が電動により開閉できなくなる危険性がある状況となっていた（1億5441万余円）

【意見表示・処置要求事項】

- ・既設橋りょうの耐震補強工事の設計について
国土交通省は、地震による橋脚の倒壊等の被害を未然に防止するために、直轄事業又は国庫補助事業等により既設橋りょうの耐震補強工事を多数実施している。しかし、これらの国等の事業主体において、その設計に当たり、橋脚の基礎部分への影響を照査するなどして検討した上で橋りょう全体として耐震性能を確保できる工法を選定しないなどとしていて、橋りょう全体としての耐震性能が確保されているかどうか明確となっていない事態が見受けられた（9618万円）

【処置済事項】

- ・林道等の開設等の工事の実施に当たり、砂利林道等の上層路盤工に再生砕石を使用することについて十分検討しないまま新材砕石を使用している、環境に配慮しつつ経済的な設計を行うこととしていなかった（4790万円）
- ・道路整備事業等に伴う現場吹付法枠工の枠内排

水の設計に当たり、現場吹付法枠工の中詰工がモルタル等であり、水抜きパイプが詰まる可能性が低いのに、枠内排水をパイプ方式ではなく水切り方式により設計していたため、現場吹付法枠工の直接工事費の積算額が過大となっていた（1573万円）。

2 積算に関するもの

これらは、積算額が過大であったものであり、工事費に係るものと補償費に係るものがあります。

(1) 工事費に係るもの

【処置済事項】

- ・高速道路の工事等における交通保安業務に係る交通保安要員の労務費の積算に当たり、閉鎖区間内に配置する交通保安要員及び供用中の高速道路で交通規制機材の設置状況の確認等を行う交通保安要員に適用する職種を積算要領で明確にしていなかったことなどから、労務費の積算額が過大となっていた（3件 6730万円）。
- ・鉄道施設の建設工事等のために必要な仮設の工所用道路等の用地に係る借地料の積算に当たり、具体的な算定方法を積算要領に明示していなかったことなどから、地価の変動を適切に反映させていなかったり、公租公課相当額を重複して計上したりしていた（1億2270万円）。

(2) 補償費に係るもの

【不当事項】

- ・建物、工作物等の移転補償費の算定に当たり、支障建物が立地する土地と一団の土地ではない別の建物が立地する土地を残地として認定して補償の対象に含めたり、工作物として移転に要する費用を算定すべきところを建物として移転料を算定したりしたことなどから、補償費が割高となっていた（2件 2740万余円）。
- ・地下タンク等の移転に要する費用について機械設備に適用する標準耐用年数を用いて再築補償

率を定めて算出すべきところ、附帯工作物に適用する標準耐用年数を用いて再築補償率を定めるなどして算出していたため、補償費が割高となっていた（329万余円）。

3 施工に関するもの

これらは、工事の施工が設計と相違していたり、施工が不適切であったりしたため、工事の目的を達していなかったものです。原因は、請負人の粗雑な施工や設計への理解不足、発注者の監督・検査が十分でなかったことなどです。

【不当事項】

- ・法面保護工事の実施に当たり、モルタル吹付工を施工する際に、モルタルの吹付け厚さが不足していたり、層間に剥離が生じていたりなどしており、施工が設計と著しく相違して粗雑なものとなっていた（1077万余円）。
- ・土留壁のコンクリートの締固めが十分でないなど施工が著しく適切でなかったため、土留壁とボックスカルバートの打ち継ぎ目から漏水が発生して鉄筋コンクリート構造物としての耐久性が著しく低い状況となっていた（122万余円）。

4 契約等経理に関するもの

これらは、工事に係る契約等の経理が法令に違反するなど不適正な事態となっていたものなどです。

【不当事項】

- ・官庁営繕事業における設計意図伝達業務の実施に当たり、会計法令に定められた契約手続等を経ることなく、契約の締結前に業務を実施させていた（4267万余円）。

【処置済事項】

- ・建築工事等の実施に当たって、設計及び積算に要する期間や競争的な方法による契約手続に要する期間を考慮しないで建築工事等の工事計画を策定するなどしたため、契約書を取り交わす前に工事を実施させるなどして、契約事務

を適正に実施していなかった(3件 251億0215万円)。

【特定検査状況】

- ・国土交通省が発注する河川及び道路の公共工事に係る総合評価落札方式による入札及び契約の実施等について

河川及び道路直轄工事における総合評価落札方式が適切に実施されているかなどに着眼して検査したところ、①予定下請業者が入札参加希望者と同じ入札に参加しており、他の入札参加希望者の入札金額等の情報を推測できるようになっている状況、②技術評価に関する加算点の算定方法について、技術提案の得点の差が加算点に直接的に反映されていないため、技術力の高い者が必ずしも優位に評価されていない状況、③総合評価委員会等の審査について、個別工事の評価案についての審議を行っていないなどの状況、④技術資料に添付された技術提案書について、入札参加希望者が特定可能な箇所のマスキングを行わないまま技術審査業務の請負者へ貸与している状況等が見受けられた。

5

事業効果等に関するもの

これらは、事業効果の発現が十分でないなどの事態であり、公共工事により整備した施設等の維持管理に関する問題についても取り上げています。

- (1) 施設等の維持管理等に係るもの

【意見表示・処置要求事項】

- ・国が管理する国道のトンネルの維持管理について

国土交通省は、トンネルの覆工、坑門等のトンネル本体工及び換気設備等のトンネル附属物の点検を実施している。しかし、トンネル本体工及び換気設備の定期点検を点検要領等に基づき適切に実施していなかったり、定期点検の結果を維持管理に反映させていなかったりしている事態が見受けられた(背景金額 11億8512万

円:トンネル本体工及び換気設備の定期点検を含む点検業務費)。

- ・国が管理する国道のトンネルに設置したジェットファンの有効活用について

国土交通省は、国が管理する国道のトンネルにおいて、換気設備であるジェットファンの設置工事等を毎年度実施している。しかし、換気設備の設計条件が見直されたのに、旧基準等に基づいて設置しているジェットファンについて設置の必要性等の検討を行っていなかったり、検討の結果、不要となったジェットファンの有効活用を検討することなく新たにジェットファンを製作したりしている事態が見受けられた(2億8340万円)。

- ・国有港湾施設の維持管理について

国土交通省は、港湾法等に基づき、港湾施設を整備しており、直轄事業で整備するなどした国有港湾施設は、港湾管理者に管理の委託等を行わなければならないこととなっている。しかし、財政上の問題が生ずることなどの理由から港湾管理者との協議が継続している状況となっていて管理委託契約の締結等に至っていないこととなったり、港湾管理者において維持管理計画書に基づく維持管理が行われていなかったりする事態、また、施設が原状又は用途を変更して利用されるなどしているのに管理手続が的確に行われていない事態が見受けられた(背景金額 1兆6383億円:管理委託契約が締結されていないなどしている施設の価額)。

- ・鉄道構造物の維持管理について

JR四国は、保線区等で定期検査として全般検査を実施するなどして、構造物の健全度を変状の進行性等により判定するなどしている。そして、全般検査の結果、詳細な検査が必要と判断された場合には個別検査を実施し、橋りょうについては、個別検査の結果等により、橋りょう修繕計画を毎年度作成して修繕工事を順次実施することとしている。しかし、橋りょうの定期検査等において修繕工事が必要な健全度と判定されてから修繕工事が早期に実施されていな

かったり、全般検査の記録が適切に整備されていないため維持管理に有効に活用できるものになっていなかったりしている事態が見受けられた（背景金額 42億3179万円：修繕工事が早期に実施されていないなどしていた橋りょうの帳簿価額）。

・橋りょうの維持管理について

国土交通省は、橋りょうの長寿命化修繕計画については自ら策定を行う一方、定期点検及び診断については業務委託により行っている。また、都道府県等においても定期点検、診断及び計画の策定について業務委託により行っており、これに対して国土交通省は交付金を交付している。しかし、橋りょう台帳等に記載されている橋りょうについてその重要度等を勘案することなく一律に定期点検の対象としている事態や、巡回等の簡易な点検の対象とすべきカルバートを定期点検の対象としている事態が見受けられた（背景金額 30億0726万円：橋りょうの定期点検等に係る契約金額のうちカルバートを対象としたり、一律に対象としたりしている金額）。

・高速道路と立体交差する橋りょうの点検状況等について

6 高速道路株式会社は、高速道路を常時良好な状態に保つように維持、修繕その他の管理を行っている。しかし、高速連絡橋の詳細点検を点検要領で定められた点検の頻度により実施していなかったり、高速連絡橋の耐震補強対策を執っていなかったり、公道橋について、管理協定を一部において締結していなかったり、管理者が実施している点検状況、コンクリート片等剥落対策や耐震補強対策の実施状況の把握、情報共有等が十分でなかったり、近接目視、打音等の方法による点検の実施を促すことができいなかったり、使用状況の把握が十分でなかったりなどしている事態が見受けられた（6件 背景金額 382億6839万円：高速道路の点検に係る契約等の金額）。

(2) 資産の活用に係るもの

【意見表示・処置要求事項】

・高速道路事業用地の有効利用等について

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、高速道路に係る資産を保有し、これを各高速道路株式会社に貸し付けるなどしている。しかし、機構は、保有する高速道路事業用地のうち、サービスエリア等の施設を整備するために取得した用地並びに用途を廃止した高速道路本線及び施設の用地について、施設の具体的な整備予定がなく、有効利用もされていないものがある状況を把握しておらず、このため用地を保有し続ける必要性の検証や有効利用することについての検討を行っていない事態が見受けられた（190億3030万円）。

(3) 東日本大震災からの復旧・復興等に関するもの

【随時報告】

・東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について

東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県における復旧・復興事業に係る工事の入札に関して、入札不調の発生状況やその原因、入札不調対策の導入状況等について検査したところ、以下のような状況となっていた。

入札不調の発生割合が件数で21.1%となっていたり、技能者や建設資材が不足して労務単価や資材価格が上昇していたり、一部の市町において入札不調対策が導入されていなかったり、被災地域の地元の建設事業者が被災地域外の建設事業者と結成する共同企業体が入札に参加できる復興JV制度が必ずしも十分に活用されていなかったりなどしていた一方で、入札不調対策として当初の入札から地域要件等の緩和を行っている事例や、二次製品を活用したりコンクリート用骨材を遠隔地から調達したりしている事例が見受けられた。また、建設事業者に対する意識調査の結果、東北3県の建設事業者において、一部の入札不調対策について知らないと

している者は5割程度、受注余力がないなどとしている者は5割程度、入札参加資格の緩和について賛成と条件付で賛成とを合わせた者は5割超などとなっていた。

- ・東日本大震災等の被災者の居住の安定確保のための災害公営住宅の整備状況等について

東日本大震災等により住宅等に甚大な被害を受けるなどした8県管内56市町村の区域内で実施又は計画されている災害公営住宅の整備状況等について検査したところ、以下のような状況となっていた。

整備計画戸数のうち一部の戸数の整備方式が未定となっている市町があったり、整備計画戸数の大半を直接建設方式により整備することとして職員の負担が大きくなっていると考えられる市町村があったり、整備計画の策定に際して住民に対する意向調査を実施していない市町村等があったりなどしていた事態が見受けられた。また、用地交渉が難航することなどにより完成予定時期が確定していない整備計画戸数が見受けられたり、応急仮設住宅の原則的な供与期間である3年内の整備計画戸数の全体に対する割合が低くなっていたりしていた事態、住民の意向の把握が十分でないことなどにより募集を開始した地区の中の一部で入居率が低くなっている事態等が見受けられた。

【検査要請事項】

- ・公共建築物における耐震化対策等の状況について

地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物（教育施設、医療施設、庁舎施設等）における耐震化対策等について検査したところ、以下のような状況となっていた。

教育施設、医療施設、庁舎施設等のいずれの施設においても、構造体の耐震化率は9割に達していなかった。さらに、市町村耐震改修促進計画が策定されていない市町村が見受けられたり、学校防災マニュアル等の作成に当たり避難所の運営について市町村防災担当部局との調整が図られていない学校が見受けられたり、災害

時における業務継続の観点から自家発電設備の空冷化等の対策が必要な医療施設が見受けられたり、防災拠点となる建築物が耐震性能を確保していないにもかかわらずその代替となる施設が確保されていなかったりするなどの事態が見受けられた。

- ・公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等について

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域を含む地方公共団体等における地震・津波対策に係る公共土木施設等の整備、補強等の進捗状況、東日本大震災に伴う被災等の状況等について検査したところ、以下のような状況となっていた。

主として災害予防対策に資する河川、海岸、砂防、下水道、治山、農業農村整備、集落排水各事業に係る施設において、耐震対策、液状化対策、津波対策等を実施した効果が発現している事例が見受けられた一方で、耐震対策等を実施していない施設は、地震動、液状化、津波等により施設又はその周辺が被災した事例が見受けられた。また、主として災害に対する応急復旧活動に資する道路整備、港湾整備、公園、漁港整備各事業に係る施設において、広域的な緊急輸送や避難地等に活用された事例が見受けられた一方で、災害発生直後から必要な救助、救急活動等に支障が生じている事例が見受けられた。原形に復旧している施設において、今後、耐震対策、液状化対策、津波対策等の追加的対策の検討が必要となっている事例が見受けられた。

以上に紹介した事例を含め、会計検査院の指摘事項等について、詳しくは検査報告をご覧ください（会計検査院ホームページに全文を掲載しています）。

最後になりましたが、受検庁その他の関係者の皆様には、これらの事例を参考にいただき、適正かつ効率的・効果的な事業の実施に努めていただくようお願いいたします。